

津久見市の小児医療・小児保健の向上を目指して

# こどもの病気対策法⑥8

— 学校医とは —

小宅医院 小児科 小宅民子

学校医と聞いてみなさんはどんなことを連想しますか？ 新学期が始まると健康診断に来るお医者さん、年配の方は学校に予防接種をうちに来ていたお医者さんというイメージでしょうか？ 実際、学校医の主な仕事は①児童の定期健康診断②学校行事前の臨時健康診断③就学時健康診断④インフルエンザなどの感染症の予防や学級・学年閉鎖の相談です。そのため保護者との接点はほとんどありません。

しかし、学校医の役目としては、健康診断、健康相談、健康教育や学校保健委員会における役割と様々な仕事があります。

今回はあまり知られていない学校医の仕事についてお話ししたいと思います。

学校保健法に「学校では、児童の心身の健康に関し、健康相談を行う」とあります。まず、学校医が学校と相談し健康相談日を決めます。健康相談の対象者は①健康診断の結果、観察指導が必要②日常の健康観察の結果、観察指導が必要 ③児童が自ら心身の異常に気付いて相談を求めた

④保護者が児童の状態から相談を求めた⑤学校行事の参加において必要と認めたものとなっております。③、④のように児童本人や保護者が希望すれば学校医に相談ができるのです。健康相談は学校医、養護教諭、児童本人または保護者、時に担任が加わり行われます。もちろんプライバシーや個人情報保護のもと、安心して相談できる環境で行います。健康相談の結果、もし必要なら学校医がかかりつけ医や専門医に紹介します。相談の内容はどんなことでもかまいません。身体の不調、運動制限のこと、精神的不調、不安、いじめ、喫煙、心配事など何でも良いのです。何となく、念のため、かかりつけ医に聞くまでもといったことでも大丈夫です。学校医をかりつけ医、専門医、学校、家庭の橋渡しだと思って下さい。

少しでも気になることや、悩んでいることがあれば、学校に相談しましょう。担任や他の先生方、養護の先生、そして学校医と一緒に解決できるように努力します。

